

地域における見守り活動のご案内



町田市いきいき生活部高齢者支援課
高齢者支援センター・あんしん相談室
2023年4月

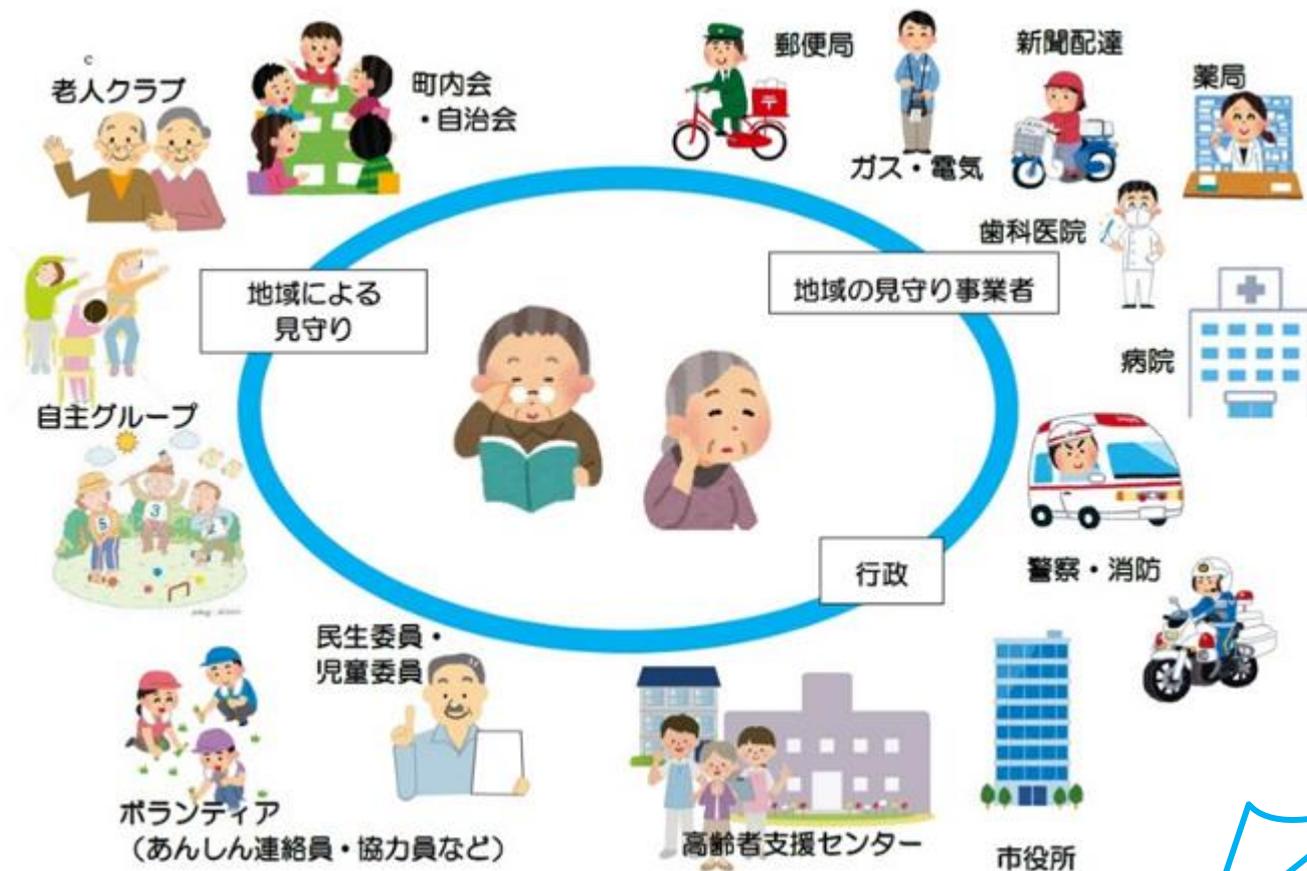
1 はじめに…

日本は、世界でも類を見ない超高齢社会に突入しています。町田市では65歳以上の人口が総人口の27.2%を占めています。(2023年3月1日時点)これは市民の4人に1人が高齢者ということです。また一人暮らしや、高齢者のみの世帯も増えています。

このことから、町田市では、2009年度から、地域の高齢者の孤立を防ぐために、地域住民等が中心となって高齢者の見守りを行う見守り支援ネットワーク(下図参照)の拡充を進めています。見守り支援ネットワークの拡充を進めるにあたって、町田市では、2つの取組を行っています。

1つは、地域による見守り、もう1つは事業者による見守りです。この冊子では、「地域による見守り」をご紹介します。

見守り支援ネットワークイメージ図



2 地域による見守り活動の概要

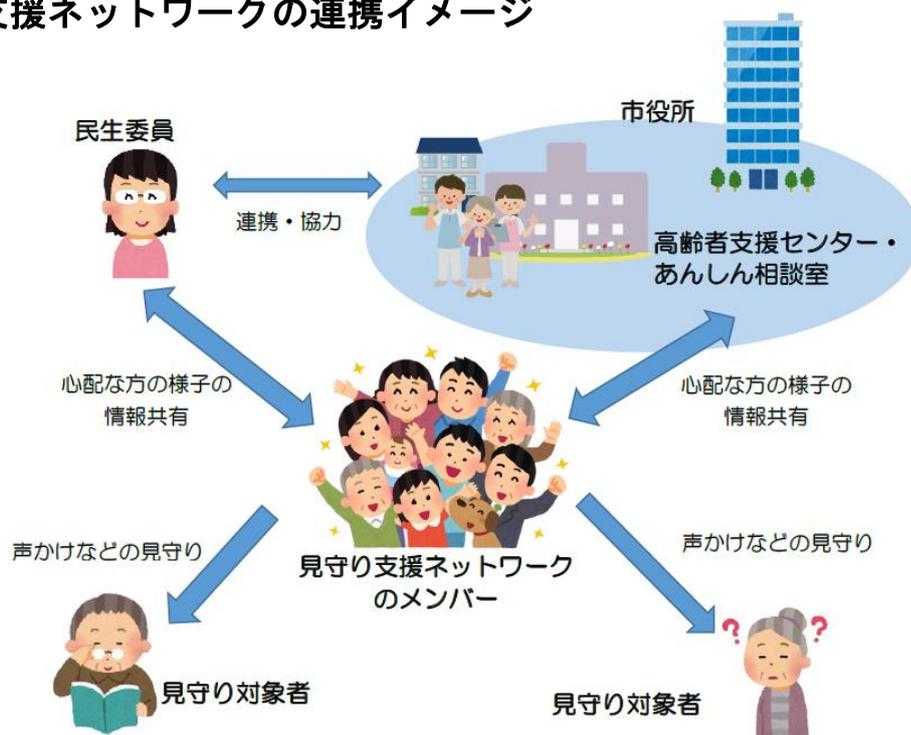
地域による見守り活動とは、

町内会・自治会・老人クラブ等地域団体やボランティアの方（あんしん連絡員・あんしん協力員※1）が、協働で高齢者に対する見守り活動を行うもの です。

※1 あんしん連絡員・あんしん協力員とは、ボランティアとして見守りを実施する方で、高齢者支援センターに登録している方。

この見守り活動は、単に高齢者の安否確認につながることはもちろんですが、若い方から高齢の方まで幅広い世代で交流をもち、誰もが安心して住み慣れた地域に長く暮らし続けられる地域づくりにつながります。高齢者支援センター・あんしん相談室等はこの活動を、必要に応じて支援していきます。また、高齢者への直接的な支援が必要な場合には、高齢者支援センターの職員が対応します。

見守り支援ネットワークの連携イメージ



見守り活動を行うと以下のような良い点があります。

- 見守りが必要な方の変化に早めに気づき、必要に応じて支えたり、助けることができる
- 地域とつながることで安心して生活ができ、孤立や閉じこもりを防ぐことができる
- 支え合いが進むことによって、地域としてのつながりが深まるなど



町田市では、2009年度からこの取組を開始し、現在、50を超える地区で実施しています。

それぞれの地域の特徴を生かしながら、見守り活動を行っています。



3 見守り活動の種類

見守り活動を行っている地域では、見守りを必要とする方の、自宅の様子を確認や本人への声かけ等の見守りを実施し、異変があった場合には、高齢者支援センターやあんしん相談室、町田市等への連絡を行うことにしています。

町田市では、このような見守り活動を以下の2つに区別し活用しています。

(1) さりげない見守り

さりげない見守りは、高齢者と **直接会わずに行う見守り** です。そのため、本人が見守りを拒否している場合であっても、地域で気になる方がいれば、見守ることができます。

	<input type="checkbox"/> 何日も同じ洗濯物が干したままになっている。		<input type="checkbox"/> 異臭がする。
	<input type="checkbox"/> 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。		<input type="checkbox"/> 庭が荒れている。
	<input type="checkbox"/> 昼間でも電気がついたらまになっている。		<input type="checkbox"/> ゴミ出しができていない。

このようなポイントを意識し、
異変を感じたら、速やかに連絡しましょう！



(2) 積極的な見守り

積極的な見守りは、

高齢者と直接会うまたは電話等で話をして、安否確認を行う見守り です。

さりげない見守りと異なり、直接会うことで、認知症の進行具合や、虐待・消費者被害にあっていないかなど、幅広い見守りをすることができます。



4 具体的な活動内容

町田市内の見守り支援ネットワークでは、以下のように、地域の特徴を生かした方法で活動をしています。

- * 防災活動の一環として、地域の夜回り
- * 町トシなど自主グループの集まりに、欠席続きの方へ声かけ
- * 町内会の清掃活動等に来る人同士で声かけ、気に掛ける関係づくり
- * 月に一度、希望者の自宅を各戸訪問
- * 地域の活動広報紙を配る際に、郵便物がたまっていないか確認
- * ウォーキングやゴミ拾い活動をしながら、町内をパトロールなど



6 見守り活動を行う上での注意事項

① 守秘義務と情報の目的外利用の禁止

見守り活動では個人情報を取り扱うため、守秘義務に留意して活動する必要があります。活動を通じて知りえた情報は、見守り活動以外では使用禁止です。また、見守り活動を終了した後も同様です。

② 政治・宗教及び営業活動の禁止

見守り支援ネットワークにおける活動を通じて特定の政党の候補者への投票依頼、宗教入信の勧誘、売買等を目的とした営業活動を行うことは禁止しています。

※ 上記①・②のことが守られないと、ご近所であるが故に色々な噂がすぐに広まり、お互いの生活に影響が出る恐れがあります。

7 見守り活動をはじめたら

見守り活動をはじめた後、気になる方がいても自分達では介入できない、対応に困っている等ございましたら、高齢者支援センター・あんしん相談室にご相談ください。見守り活動を継続していくために一緒に考えていきます。

8 見守り活動に関するQ&A

Q1 地域で見守り活動を行うとどのような効果がありますか？

A1

住民ひとりひとりにとっては…

- ① 地域とつながる安心感が得られ、孤立や閉じこもりを防ぐことができる
- ② 問題が複雑になったり、深刻になるのを防ぐことができる
- ③ 自分や家族および地域問題への関心が高くなる
- ④ 福祉制度・福祉サービスへの理解がすすむ

地域全体にとっては…

- ① 支え合いが進むことによって地域のつながりが深くなる
- ② 住民や地域の問題が解決しやすくなる
- ③ より安心・安全な地域を目指すことができる



Q2 訪問する際に注意することは？

A2

①訪問の際に確認すべきことは？

日常で体調などに何か変化があるかどうか大切です。

「体調にお変わりありませんか」

「何か変わったことはありませんか」など、

さりげなく聞いてみましょう。

②同一世帯でない方が生活をされている場合は？

無理に聞き出そうとはせず話題になれば聞いてみましょう。

③不在だった場合の対応は？

郵便物のたまり具合や電気がついたままでないかなど、

玄関先で把握できることの確認をお願いします。

④対象者が拒否をした場合、どうしたらいいの？

「人の世話になりたくない・干渉してほしくない」と言う人も

いますので、無理に進めようとはせず、日常の挨拶などから

時間をかけて声かけをしていきましょう。

⑤対象者とどのように関係を築けばいいの？

積極的な見守りは本人の希望によって行うので、強い拒否を

示すことはないと思います。まずはお互いに自己紹介をし、

お互いのことを知っていくことから始めましょう。

困ったことや気になることがありましたら、
高齢者支援センターやあんしん相談室に
ご連絡ください

Q3 具体的な相談を受けた時などの対応は？

A3

①依頼や相談をされた場合の基本的な対応方法は？

日常的な内容は自治会などにまず声をかけてみましょう。
地域で解決できないような事や制度的な事は高齢者支援センター
やあんしん相談室に連絡してください。

②「どうしたらよいか分からない」「もう死んでしまいたい」 などと悩みを打ち明けられた場合は？

まずは「それは辛かったですよね」と受け止め、
「これから一緒に考えていきましょう。」

高齢者支援センターやあんしん相談室も一緒に考えますからね」
と伝えて下さい。その後、高齢者支援センターやあんしん相談室
に相談の内容や様子を連絡してください。

③相談内容を「誰にも言わないで」と要望された場合は？

「誰にも言わないで」と言われた内容も、支援するうえで重要な
情報であることも考えられます。まずは、高齢者支援センターや
あんしん相談室にご連絡ください。



Q4 トラブルや異変に気づいた時などの対応は？

A4

①高齢者支援センター・あんしん相談室へ連絡すべき状態の変化とは？

【身体的変化】

例) 痛み・痺れ・震えなどで歩行、着替え、食事、入浴などが出来なくなった。

【精神的変化】

例) 落ち込んでいる。見えない物が見えているという。

②「もう訪問しなくてもいい」と言われた場合や、些細な事で口論になってしまい、次回以降の訪問が心苦しいような場合は？

高齢者支援センターやあんしん相談室に相談しましょう。

自治会等の組織で活動している場合は、定例会で話し合い、対応方法を一緒に考えましょう。



Q5 緊急事態に遭遇した場合は？

A5

①急変に遭遇した場合は？

明らかに緊急性が高いと確認できる場合は、110番、119番通報をしてください。

②安否確認ができない状況に遭遇した場合は？

月曜日から土曜日の8時30分から17時の間に事態が発覚した場合は、担当エリアの高齢者支援センターやあんしん相談室にご連絡ください。

それ以外の時間であれば、110番、119番通報をしましょう。



Q6 消費者被害にあっている高齢者から相談された際の対応方法は？

A6

ご本人に消費生活センターへのお電話や来所での相談を勧めてください。消費生活センターでは、ご本人の意思を確認し、相談に対応します。

どのようなことが相談できるか等、ご不明な点がありましたら、下記の連絡先にお尋ねください。

町田市消費生活センター

相談専用電話：042-722-0001

受付時間：月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時から正午

午後1時から4時

相談方法：電話または来所

（※土曜日は電話相談のみです。）



～番外編～

Q7 外出先で認知症と思われる人が道に迷っていたら・・・

A7

① 元気そうな人の場合は・・・

最寄りの交番または警察署（110番）へ連絡をお願いします。

② 健康状態が心配な場合は？

倒れている、体力が低下して歩くのが困難と思われるなど、健康状態が心配な場合は、最寄りの交番や警察署へ連絡するとともに、119番へ通報をしましょう。

